

医療費控除での領収書の取扱いが変更されています

公認会計士・税理士 篠藤 敦子

1 改正のポイント

医療費控除は、適用を受ける人が多い所得控除です。この医療費控除について、納税者の負担を軽減し、申告手を簡素化する改正が行われました。

平成29年分の確定申告から、申告書に医療費の領収書を添付（又は申告書を提出する際に提示）する必要がなくなり、代わりに「医療費控除の明細書*」を添付することになりました。改正のポイントは、次の2つです。

* 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合には、医薬品購入費の領収書の添付等の代わりに「セルフメディケーション税制の明細書」

- 1 「医療費控除の明細書」の添付が義務化され、領収書の添付（又は提示）が不要となった。
- 2 「医療費控除の明細書」に医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を添付する場合には、支払先の名称など明細の記入を省略できる。

2 「医療費控除の明細書」とは

「医療費控除の明細書」は、3つの区分から構成されています。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合に記入

2 医療費（上記1以外）の明細

医療費通知に反映されていない医療費を記入、又は医療費通知を添付しない場合に記入

3 控除額の計算

1と2の記入から医療費控除額を計算

医療費控除の明細書の記載例（国税庁HPより抜粋、一部著者加筆）

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■ ■ 病院	診療	6,000円 ①
5/28	■ ■ 病院	診療	3,400円 ①
	▲ ▲ 薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

医療費通知にもとづいて記入

平成 年分 医療費控除の明細書
※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に自己負担した医療費の額	(3) (2)のうち全額保険や社会保険などで補填される金額
医療費通知を添付する場合に記入	円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療費通知に反映されていない医療費を記入、又は医療費通知を添付しない場合に記入」

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
太郎	■ ■ 病院	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	9,400円
同上	▲ ▲ 薬局	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	700円
花子	〇〇診療所	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	4,400円

2 医療費（上記1以外）の明細 欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■ ■ 病院	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲ ▲ 薬局	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	700円
③ 国税 花子	〇〇診療所	① 診療・治療 ② 介護保険サービス ③ 医薬品購入 ④ その他の医療費	4,400円

3 医療費通知とは

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類（「医療費のお知らせ」など）です。右の6つの全てが記載されているものに限られます。

- ① 被保険者又はその被扶養者の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者の氏名
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

4 注意点

(1) 領収書はいらなくなるのか

「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することにより、領収書を提出する必要はなくなりましたが、領収書は5年間保存しなければなりません。ただし、医療費通知を添付している場合には、それに係る領収書の保存義務はありません。

なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、経過措置により、「医療費控除の明細書」を添付しないで、従来どおり医療費の領収書を添付（又は提示）する方法によることもできます。

(2) 医療費通知を添付する場合

医療費通知には、1月から12月までの間に支払った全ての医療費が記載されているとは限りません。医療費通知に記載されていない医療費を控除の対象にする場合には、「2 医療費（上記1以外）の明細」欄にその明細を記入することになります。

(3) 平成28年分以前の確定申告書を提出する場合

平成28年分以前の確定申告書（医療費控除の適用を受けるもの）を提出する場合には、改正前の取扱いとなります。すなわち、申告書に医療費の領収書を添付（又は申告書を提出する際に提示）します。

著者紹介



しのとう あつこ
篠藤 敦子（公認会計士・税理士）

名古屋市出身。津田塾大学卒業後、平成5年公認会計士登録。大手監査法人を経て平成6年に篠藤公認会計士事務所（大阪市北区堂島）開業。企業の監査役を兼務している。

著書

「マンガと図解 新くらしの税金百科 2017▶2018」（共著）

